

第 5066 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 9月11日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

住宅借入金等特別控除の改正

Q：平成26年度の税制改正では、住宅借入金等特別控除の取扱いが改正されたそうですが、どのようになったのですか？

A：一定の要耐震改修住宅も対象に加えられました。

【解説】

住宅借入金等特別控除の取扱いにおいて、要耐震改修住宅（建築後使用されたことのある家屋で、耐震基準及び経過年数基準のいずれにも適合しないもの※で一定のものをいいます）は、これまで対象外になっていたのですが、平成26年度の税制改正によって、居住者が要耐震改修住宅を取得した場合において、その要耐震改修住宅の取得の日までにその住宅に対して耐震改修を行うことにつき、一定の申請をし、かつ、耐震改修によりその要耐震改修住宅がその者の居住の用に供する日（その取得の日から6月以内の日に限ります）までに耐震基準に適合することとなったことにつき証明がされたときは、この特例の適用を受けることができることとされました。

※耐震基準及び経過年数基準のいずれにも適合しないものとは、取得の日前2年以内に地震に対する安全上必要な構造方法に関する技術的基準又はこれに準ずるものに適合するものであると証明されていない家屋で、建築された日から取得の日までの期間が20年（マンション等の耐火建築物については25年）を超えているものをいいます。

